

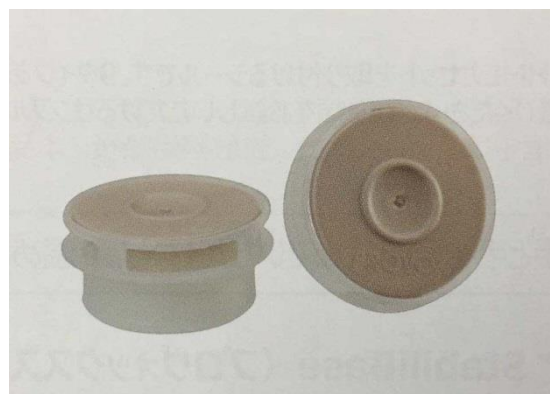
埋込型人工喉頭用人工鼻（日常生活用具給付事業）の追加について

1 目的

喉頭を摘出した音声障がい者等の日常生活の便宜を図るため、地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業の給付対象となる用具に、埋込型人工喉頭用人工鼻を新たに追加するもの。

【埋込型人工喉頭用人工鼻】

呼気を加温・加湿する機能に併せ、手動または自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもの。



2 内容

日常生活用具		基準額
情報・意思疎通支援用具	埋込型人工喉頭用人工鼻	23,760 円

※当該用具購入の基準額（上限額）については、23,760 円とする。

（人工鼻カセット接続器具及び接続器具と皮膚の接着剤・剥離剤を含む）

※利用者負担額は、原則、用具の価格の1割とする。

※消耗品であるため、耐用年数はなし。

3 対象者

- 音声機能に障がいをもつる障害者等であつて、喉頭摘出により常時埋込型の人工喉頭を使用するもの

※障害者等＝障害者及び障害児

※申請は、各地区保健福祉センターへ